

2026年6月吉日

居宅介護支援事業所 各位
介護支援専門員 各位

主催：門真第4地域包括支援センター
【研修協力団体】
門真市介護保険サービス事業者連絡会
居宅介護支援分科会

人権研修及び感染症研修（法定外研修）のご案内

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。

さて、表題につき、下記の内容にてご案内させていただきます。皆様にはご多用のおりとは存じますが、お時間の許す限り何卒ご臨席賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- ・日時：2026年6月18日（木）13:45～16:45（13:15よりZOOM入室可能）
 - ・場所：自宅・職場等、ZOOMにて受講できる環境 【注意】保健センターではありません。
 - ・内容：【1部】感染症について「高齢者支援に必要な感染症の基礎、予防策の理解」
講師：門真市医師会 益田診療所 医師 外山 学 先生
【2部】高齢者虐待防止法について「養護者による虐待の初動期から終末期におけるフォローを知り市町村と介護支援専門員の協力体制を学ぶ」
講師：大阪社会福祉士会 社会福祉士 関川 雅世 先生
主任介護支援専門員法定外研修カテゴリ(No.11)：ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義
 - ・参加費用：門真市内に勤務している介護支援専門員 無料（通信費用は参加者負担）
門真市外に勤務している介護支援専門員 3,000円
※費用の支払い方法は別途、受講決定とともに通知します。
※支払い後はいかなる事由でも返金できません。
 - ・定員：市内85名 市外15名（定員になりましたら機械的に受付は終了となります。）
- ※門真市内事業所には居宅介護支援事業所のみで交付しております。特養、老健等には配布しておりませんので、同一法人や連携法人で特定施設等を併設している居宅介護支援事業所の方は、そちらにも案内をお願いいたします。
- ※当研修は介護支援専門員法定外研修、主任介護支援専門員3単位として取扱ができるよう調整中です。
- ※法定外研修受講記録は修了証を交付するため、不要です。
- ※災害時の中止の連絡については、右下のQRコードに朝8:00にPDFデータにてアップします。確認できる状況にしておいてください。

【申込み時の注意】

- ・申込みは裏面のQRコードより「グーグルフォームのみ」で受け付けております。FAX,電話では受付していません。グーグルフォームの使い方については、各自でお調べください。
- ・申込終了後に指定されたメールアドレスに自動的に受付メールが届きます。受講決定ではなく、受付のご案内のみですので、ご注意ください。尚、メールが届かない場合はメールアドレスの記載ミスが想定されます。各自対応ください。
- ・申込みは、1つのメールアドレスにつき1名の申込みとなっています。
- ・申込後の連絡はメールとなります。直接の電話連絡は主業務（高齢者の相談・支援）に差し支える可能性がありますので、必ずメールでお問い合わせください。
- ・申込時にメールアドレスの記載ミスにて連絡が取れない場合、研修主催者より個別で連絡は致しかねます。連絡が届かない場合において、受講できない場合は修了証の発行ができません。

【連絡先】 門真第4地域包括支援センター 宮地（みやち）宛

メールアドレス：kado4hokatsu@gmail.com ※アドレスは、迷惑メールに入らないよう設定してください。

受講上の注意

1：ZOOMの使用方法については、受講生が各自で学習し受講してください。当日、ZOOMの使用に当たり技術的指導は行いません。受講中はミュートにて受講ください。

2：ZOOM画面には1台1名でご参加ください（1台で複数名の参加不可です）。

3：ミーティング参加時（待機室に入る際）の名前表記は「介護支援専門員登録番号（半角数字）」の後ろにフルネームにてお名前を入力してください。指定した正しいお名前でご待機室でお待ちしていただいている方のみ、研修に招待します。 【名前例】271234567 門真一郎

4：研修時の資料などはパソコンでの視聴を想定しております。画面が小さな媒体（スマートフォンなど）での参加は可能ですが、各自工夫をしてください。

※スマートフォンでZOOMを利用される場合、応答対応（電話・メール等）されるとZOOMから切断される場合があります。機内モードに設定しWi-Fi環境で受講することをお勧めします。

5：受講中は顔が見える状況にて受講してください。15分以上顔が映らない状況となれば、修了証の発行はできません。講義中の電話を行っていることが確認された場合も修了証の発行はできません（研修スタッフからの連絡の場合を除く）。

6：スタッフより個別にチャット機能を利用して「適切に受講できているかを問う」ことがあります。その際はチャット機能を利用してご返信ください。なお、15分以上返信がない場合は修了証の発行ができない場合があります。チャット機能の使い方については受講日までに習熟しておいてください。

7：受講生の機器トラブルにより15分以上受講できていない場合、修了証が発行できません。また、受講生の機器トラブルについては各受講生にて対応してください。

8：受講生の個人情報が入り込みがあった場合は、受講生の責任でご対応ください。

9：講義の録音、録画は行わないでください。

10：研修スタッフは研修実施記録として録音・録画を行うことがあります。ご了解ください。

11：所属事業所が門真市外、もしくは所属事業所がない場合で修了証が必要な方については、研修終了後に「返信用封筒」に「返信先の住所と名前、110円切手を貼付」し、封筒の表に赤字にて「2025年6月18日法定外研修修了証希望」と記載し、6月30日（消印有効）までに門真第4地域包括支援センター（〒571-0026）大阪府門真市北島町12-20 まで郵送してください。

12：門真市内の事業所の場合は、連絡BOXにて修了証をお渡しします。

13：領収書の発行は致しません。振込記録を領収書の代わりとしてお使いください

申し込み用QRコード



中止連絡用

